

学校法人同朋学園ストレスチェック制度の実施にかかる基本方針

平成 28 年 11 月 1 日

学校法人同朋学園 理事長

学校法人同朋学園（以下「本学園」という。）は、労働安全衛生法及び厚生労働省「労働者の心の健康の保持増進のための指針」等に基づき、本学園教職員のストレスへの気付きとその対処を支援するため、以下のとおり基本方針を定め、ストレスチェック制度を導入する。

（ストレスチェック制度の目的）

1. ストレスチェック制度は、教職員自身のストレスへの気付き及びその対処の支援並びに職場環境の改善を通じて、メンタルヘルス不調となることを未然に防止する一次予防を目的とする。
メンタルヘルス不調者の発見を一義的な目的とするものではない。

（ストレスチェック実施にあたって）

2. ストレスチェックは、専門医療機関に通院中などの特別な事情がない限り、全ての教職員が受けることが望ましい。
3. ストレスチェックの結果は、直接教職員本人に通知され、本人の同意なく本学園が結果を入手することはない。
4. 教職員本人が面接指導を申し出た場合、又はストレスチェックの結果を本学園へ提供することに同意した場合において、本学園が入手したストレスチェックの結果は、教職員本人の健康管理の目的のために使用し、それ以外の目的に利用することはない。

以上